

宮城県公報

発行

宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告示

ページ

○生活保護法による医療機関の指定	（社会福祉課）	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	（同）	二
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	（同）	二
○生活保護法による指定介護機関の指定	（同）	二
○生活保護法による指定施術者の廃止の届出	（同）	五
○救急医療機関の認定	（医療整備課）	六
○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定	（障害福祉課）	六
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（同）	六
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第一号漁業者）	（農林水産経営支援課）	七
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）	（同）	七
○家畜伝染病の発生	（畜産課）	八
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定	（農村整備課）	八
○海岸保全区域の変更（二件）	（同）	九
○保安林の指定施設要件の変更の予定	（森林整備課）	二二
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	（子育て支援課）	二二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（契約課）

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十三年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十四年分）

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の指定取消しの届出

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成十八年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成十九年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十一年分）

公安委員会

○警備業検定合格者審査の実施

告示

○宮城県告示第八百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村井嘉浩

名称	所在地	指定年月日
加藤小児科内科医院	白石市大手町三・十三	平成二十四年七月十日
村田透析クリニック	柴田郡村田町大字沼辺字小谷地三十	平成二十四年十月一日
西村歯科医院	柴田郡川崎町大字前川字町尻十二	平成二十四年九月四日

菊池歯科医院	遠田郡涌谷町本町八十六	平成二十四年九月二十日
クラーク薬局	大崎市松山千石字広田三十五	平成二十四年六月一日
こひつじ薬局	柴田郡柴田町槻木上町一・八十一・一	平成二十四年九月一日
ヤマザワ調剤薬局仙塩利 府病院前店	宮城郡利府町青葉台二丁目一・百十	平成二十四年九月三日

○宮城県告示第八百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
加藤整形外科小児科医院	白石市大手町三・十三	平成二十四年七月九日
西村歯科医院	柴田郡川崎町大字前川字町尻十一	平成二十四年九月一日
菊池歯科医院	遠田郡涌谷町本町八十六	平成二十四年九月十四日
加藤小児科	白石市大手町三・十三	平成二十四年九月十五日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称
有限会社よつば介護サービス	名取市大手町五丁目十番地の五	有限会社よつば介護サービス

二 訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称

宮城調剤薬局七ヶ浜店	宮城郡七ヶ浜町遠山二丁目一・三十	平成二十四年八月三十一日
------------	------------------	--------------

○宮城県告示第八百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地	変更年月日
変更後	有限会社穀町調剤薬局	石巻市穀町五・二十四 石巻市穀町五・二十五	平成二十四年八月二十日

○宮城県告示第八百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社よつば介護サービス	名取市大手町五丁目十番地の五アーバンホーム大手A棟一〇二号室	平成二十四年三月一日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
三 訪問リハビリテーション				
加藤小児科内科医院	白石市大手町三番十三号	相原 彰子	白石市大手町三番十三号	平成二十四年七月十日
加藤小児科内科医院	白石市大手町三番十三号	相原 彰子	白石市大手町三番十三号	平成二十四年七月十日
四 居宅療養管理指導				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
アイセイ薬局明石台店	黒川郡富谷町明石台六丁目一・二十	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目二番二号	平成二十四年九月一日
本吉調剤薬局	気仙沼市本吉町津谷新明戸三百二十六・一	有限会社メディラック	名取市高館吉田字前沖三十四番地の三十七	平成二十四年九月一日
加藤小児科内科医院	白石市大手町三番十三号	相原 彰子	白石市大手町三番十三号	平成二十四年七月十日
アイセイ薬局登米店	登米市登米町寺池桜小路九十九・十	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目二番二号	平成二十四年九月一日
五 通所介護				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
加藤小児科内科医院	白石市大手町三番十三号	相原 彰子	白石市大手町三番十三号	平成二十四年七月十日
六 認知症対応型共同生活介護				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホーム憩いの里かがの	登米市中田町石森字加賀野二丁目二十六番地二	株式会社宮城登米広域介護サービス	登米市迫町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二	平成二十四年九月一日
七 居宅介護支援事業				
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホーム憩いの里かがの	登米市中田町石森字加賀野二丁目二十六番地二	株式会社宮城登米広域介護サービス	登米市迫町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二	平成二十四年九月一日

八 介護予防訪問看護	有限会社よつば介護サービス	名取市大手町五丁目十番地の五	有限会社よつば介護サービス	名取市大手町五丁目十番地の五アーバンホーム大手A棟一〇二号室	平成二十四年九月二日
------------	---------------	----------------	---------------	--------------------------------	------------

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
加藤小児科内科医院	白石市大手町三番十三号	相原 彰子	白石市大手町三番十三号	平成二十四年七月十日

九 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
加藤小児科内科医院	白石市大手町三番十三号	相原 彰子	白石市大手町三番十三号	平成二十四年七月十日

十 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
つばさ薬局松島店	宮城郡松島町松島字普賢堂五・五	有限会社みやぎ保健企画	仙台市太白区長町四丁目三・二十六	平成二十四年九月二日
アイセイ薬局明石台店	黒川郡富谷町明石台六丁目一・二十	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目二番一	平成二十四年九月二日
つばさ薬局玉川店	塩釜市玉川一丁目五・十二	有限会社みやぎ保健企画	仙台市太白区長町四丁目三・二十六	平成二十四年九月二日
つばさ薬局松陽台店	塩釜市松陽台二丁目十六・一	有限会社みやぎ保健企画	仙台市太白区長町四丁目三・二十六	平成二十四年九月二日
加藤小児科内科医院	白石市大手町三番十三号	相原 彰子	白石市大手町三番十三号	平成二十四年七月十日
アイセイ薬局登米店	登米市登米町寺池桜小路九十九・十	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目二番二号	平成二十四年九月二日

十一 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
加藤小児科内科医院	白石市大手町三番十三号	相原 彰子	白石市大手町三番十三号	平成二十四年七月十日

十二 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
加藤小児科内科医院	白石市大手町三番十三号	相原 彰子	白石市大手町三番十三号	平成二十四年七月十日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社水口ス	気仙沼市長磯原ノ沢百三十番地七	有限会社水口ス	気仙沼市長磯原ノ沢百三十番地七	平成二十四年八月一日

十三 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホーム憩いの里かがの	登米市中田町石森字加賀野二丁目二十六番地二	株式会社宮城登米広域介護サービス	登米市迫町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二	平成二十四年九月一日

十四 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社水口ス	気仙沼市長磯原ノ沢百三十番地七	有限会社水口ス	気仙沼市長磯原ノ沢百三十番地七	平成二十四年八月一日

十五 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社水口ス	気仙沼市長磯原ノ沢百三十番地七	有限会社水口ス	気仙沼市長磯原ノ沢百三十番地七	平成二十四年八月一日

十六 介護予防支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
大郷町地域包括支援センター	黒川郡大郷町大松沢字鶴田山三十六番地の二	社会福祉法人永楽会	黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三	平成二十三年九月一日

○宮城県告示第八百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術者の名称）	施術者の所在地	指定年月日
高田 芳則 （高田治療院）	多賀城市城南一丁目十三・二十一・二十三 テイ式番館二〇二	平成二十四年九月十三日
木村 健志 （きむら整骨院）	柴田郡柴田町槻木新町一・三・一	平成二十四年九月十八日
小松 正徳 （富ヶ丘鍼灸整骨院）	黒川郡富谷町富ヶ丘二・四・六	平成二十四年十月四日

○宮城県告示第八百十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があった。
平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称） 鈴木 和浩 （すずき整骨院）	施術所の所在地 柴田郡柴田町槻木上町二・八・十四	廃止年月日 平成二十四年八月三十一日
---------------------------------	-----------------------------	-----------------------

○宮城県告示第八百十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
東北厚生年金病院	仙台市宮城野区福室二丁目二一	平成二十四年十月十日	平成二十七年十月九日
宮城社会保険病院	仙台市太白区中田町字前沖一四三	平成二十四年十月二十日	平成二十七年十月十九日
松島病院	宮城県松島町高城字浜一番地二六	平成二十四年十月二十九日	平成二十七年十月十八日

○宮城県告示第八百十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設として次のとおり指定したので、同法第二十四条の十八の規定により告示する。
平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五二三〇〇一六	施設の名称及び所在地 ステツプ	施設の種類 福祉型障害児入	設置者名 社会福祉法人	指定年月日 平成二十四年
--------------------	--------------------	------------------	----------------	-----------------

栗原市金成梨崎道ノ上七番地の一	所施設	栗原秀峰会	十月一日
-----------------	-----	-------	------

○宮城県告示第八百二十号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二〇二〇〇四一	障害者支援施設ひたかみ園 石巻市門脇字元捨喰五番の一	短期入所	社会福祉法人石巻祥心会	平成二十四年十月一日
〇四二〇二〇〇五九	第二ひたかみ園 石巻市蛇田字小斎三十二・二	短期入所	社会福祉法人石巻祥心会	平成二十四年十月一日
〇四二〇二〇〇六七	特別養護老人ホーム雄心苑 石巻市雄勝町小島字和田百二十三番地	短期入所	社会福祉法人旭壽会	平成二十四年十月一日
〇四二〇二〇〇七五	せんだんの杜ものう短期入所生活介護事業所 石巻市桃生町中津山字八木四十六番地三	短期入所	社会福祉法人東北福祉会	平成二十四年十月一日
〇四二一三〇〇一五	特定非営利活動法人虹の駅 栗原市志波姫南堀口七〇	短期入所	特定非営利活動法人虹の駅	平成二十四年十月一日
〇四二一三〇〇五六	ほつとさわべ1 栗原市金成梨崎道ノ上七番地の一	短期入所	社会福祉法人栗原秀峰会	平成二十四年十月一日
〇四二一三〇〇六四	ステツプ 栗原市金成梨崎道ノ上七番地の一	短期入所	社会福祉法人栗原秀峰会	平成二十四年十月一日
〇四二一三〇〇七二	ほつとさわべ2 栗原市金成梨崎道ノ上七番地の一	短期入所	社会福祉法人栗原秀峰会	平成二十四年十月一日
〇四二一三〇〇二五	特別養護老人ホーム山王 栗原市一迫真坂字新道満三十九	短期入所	社会福祉法人宮城福祉会	平成二十四年十月一日
〇四二一四〇〇二一	障害者日中活動支援	短期入所	社会福祉法人	平成二十四年

〇四二四〇〇三九	東松島市矢本字太子前三百二十四番地三	施設ぎんの星	矢本愛育会	十月一日
〇四二四〇〇四七	障害者日中活動支援施設共生園 東松島市高松字西風百三十七番地八	短期入所	社会福祉法人矢本愛育会	平成二十四年十月一日
〇四二四〇〇五五	障害者支援施設第二共生園 東松島市大塩字逆川二十二番地五十五	短期入所	社会福祉法人矢本愛育会	平成二十四年十月一日
〇四二五〇〇七一	すまいるあやめ 大崎市古川小野字嵐山一・一	短期入所	社会福祉法人大崎誠心会	平成二十四年十月一日
〇四二五〇〇七七	特別養護老人ホーム百才館 大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三	短期入所	社会福祉法人永楽会	平成二十四年十月一日
〇四二五〇〇三〇九	指定障害者支援施設大崎太陽の村 大崎市岩出山下野目字南山百七十九・一	短期入所	社会福祉法人聖心会	平成二十四年十月一日
〇四二三〇〇〇一七	障害者日中活動支援施設のぎく 遠田郡美里町練牛字十二号四十八番地一	短期入所	社会福祉法人矢本愛育会	平成二十四年十月一日
〇四二三五〇〇一八	特別養護老人ホームおながわ 牡鹿郡女川町浦宿濱字小屋ノ口一・一	短期入所	社会福祉法人永楽会	平成二十四年十月一日

○宮城県告示第八百二十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあつた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定二号漁業者数
気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合）	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業	平成二十四年十月十日	気仙沼市唐桑町中二百三十三・二佐々木正利 気仙沼市唐桑町上小鯖	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十）	六人

の唐桑支所の地区	五十・五浦理市	三号（第六）に規定する漁業
気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合）	総トン数十トン以上の漁船により行う漁業	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十）第六号に規定する漁業
協同組合の唐桑支所の地区	伊東 十六・十七・宏 佐々木 四一 気仙沼市唐桑町欠浜四	五人

○宮城県告示第八百二十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあつた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第十二加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業加入区に係る加入区に於て（協同組合の唐桑支所の地区）	平成二十四年十月十日	気仙沼市唐桑町宿浦二百十六 島山 政則 氣仙沼市唐桑町宿浦二百九 島山 精一	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十）第十八条の四に規定する特定かき養殖業	五人
宮城県第十四加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業加入区に係る加入区に於て（協同組合の唐桑支所の地区）	平成二十四年十月十日	気仙沼市唐桑町鮎立八十一 菅野 和亨 六十二 気仙沼市唐桑町上鮎立六 鈴木信一朗	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十）第十八条の四に規定する特定かき養殖業	六人
宮城県第十五加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業加入区に係る加入区に於て（協同組合の唐桑支所の地区）	平成二十四年十月十日	気仙沼市唐桑町浦百十	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十）第十八条の四に規定する特定かき養殖業	二人

宮城県第 十七加入 区	百八十八号(漁業災害補償法)に基づく漁業に係る加入区の設定(宮城県漁業協同組合の区域のうち浦の区域)	平成二十四年十月十日	小山知利市唐桑町宿浦百三十四、四、春 氣仙沼市唐桑町西舞根 二八八、一、章登 鈴木沼市唐桑町西舞根 百三十三、重篤 氣仙沼市唐桑町西舞根 島山	和二十九年政令第二百九十八号(第三号)第四條の規定にかきする特定かき養殖業	六人
-------------------	--	------------	---	---------------------------------------	----

○宮城県告示第八百二十三号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
ヨ―ネ病
- 二 畜種
牛(黒毛和種)
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜 一頭
- 四 発生場所又は区域
登米市
- 五 発生日
平成二十四年十月二日
- 六 患畜の取扱い
法令殺

○宮城県告示第八百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の第三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業中埜西部地区について樹立する換地計画に關し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定した。

平成二十四年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡	特に減ずる地積㎡
大崎市	古川上埜	八坂裏	二、一 九、一 一、二 一、四 一、一 四、八 五、二 五、六 六、三	畑	畑	一、〇七九 二、四六 七、二五 九、一九 九、二三 八、九六 四、五九 五、五七	六七九 七〇 六五〇 七六一 四八〇 七四四 三四七 三三三

二 換地を定めない土地

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡
大崎市	古川上埜	八坂裏	一、二 六、一 六、二 七、〇 一、一 一、三 一、五 四、九 五、〇 五、一 五、三 五、四 五、七 五、八	畑	畑	一、三五六 一、三五八 五、一四 七、〇九 二、二九 四、六三 六、一〇 八、三九 三、一一 八、八〇 九、三二 九、一三 九、一二 五、八四 四、二一 五、〇三

- 1 一の1の購入物品 一億四千三百八十五万円
- 2 一の2の購入物品 一億一千三百八万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十四年七月十三日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十四年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------

我妻正弘後援会	稲富 朋博	菅原長一郎	刈田郡蔵王町宮字坂山三二・一	平成二十四年九月三日
---------	-------	-------	----------------	------------

天下みゆき後援会	佐藤 芳男	坂田 孝雄	塩竈市旭町六・一一	平成二十四年九月十九日
----------	-------	-------	-----------	-------------

石巻若志士会	阿部 利基	赤間 俊文	石巻市中里七・一・六	平成二十四年九月十九日
--------	-------	-------	------------	-------------

放射能から子供を守る市民の会	石橋 章子	千葉さよ子	白石市鷹巣西二・七・三	平成二十四年九月十八日
----------------	-------	-------	-------------	-------------

(ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

政治団体の名称	異動事項	委員長	届出年月日
---------	------	-----	-------

委員長 菊 地 光 輝

自由民主党青葉区支部

代表者 岡部 恒司

熊谷 善夫

平成二十四年九月四日

自由民主党宮城県第五選挙区支部

代表者 吉川由香里

遠藤 利信

平成二十四年九月二十四日

日本共産党仙台東地区委員会

代表者 佐藤 克之

山岸 克彦

平成二十四年九月三日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

届出年月日

赤間正幸後援会

代表者 三浦 正一

遠藤 恵久

平成二十四年八月十日

大久保三代連合後援会

主たる事務所 遠田郡涌谷町字本町

石巻市門脇字二番谷

地一三・一五四

平成二十四年九月七日

大久保三代連合後援会

代表者 吉川由香里

遠藤 利信

平成二十四年九月二十四日

小山修作後援会

代表者 真壁 茂信

鈴木 由昭

平成二十四年八月八日

木村晴夫後援会

代表者 木村 晴夫

木村 史芳

平成二十四年四月四日

政治結社赤心義塾

主たる事務所 仙台市若林区六丁の

多賀城市新田字後一

目中町一七・二五

〇三・八・二

平成二十四年九月十二日

○宮選管告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十四年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

仙沢会

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

澤田 朋啓

平成二十四年九月二十五日

吉田貞子後援会 吉田 貞子 平成二十四年九月二十四日

○宮城県告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十四年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員 長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

仙沢会

資金管理団体の届出をした者の氏名 澤田 朋啓

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 24. 3. 23（24. 9. 25解散）

1 収入総額 286,429

前年繰越額 76,429

本年収入額 210,000

2 支出総額 269,398

3 本年収入の内訳

寄附 210,000

個人分 210,000

4 支出の内訳

経常経費 203,563

備品・消耗品費 183,613

事務所費 19,950

政治活動費 65,835

組織活動費 12,100

その他の経費 53,735

5 寄附の内訳

（個人分）

澤田 朋啓 200,000 仙台市青葉区

年間五万円以下のもの 10,000

（その他の政治団体）

吉田貞子後援会

報告年月日 24. 2. 10（24. 9. 24解散）

1 収入総額 4,453

前年繰越額 4,453

2 支出総額 0

○宮城県告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十四年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員 長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

仙沢会

資金管理団体の届出をした者の氏名 澤田 朋啓

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 24. 9. 25（24. 9. 25解散）

1 収入総額 17,031

前年繰越額 17,031

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

吉田貞子後援会

報告年月日 24. 9. 26（24. 9. 24解散）

1 収入総額 4,453

前年繰越額 4,453

2 支出総額 4,453

3 支出の内訳 4,453

政治活動費 4,453

総務部

4.453

○宮選管告示第百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第一項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十四年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

届出年月日

畠山 昌樹 衆議院議員

畠山昌樹の会

仙台市太白区八木山本町一・一三・六

畠山 昌樹

平成二十四年九月十二日

○宮選管告示第百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十四年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

届出年月日

澤田 朋啓 宮城県議会議員

仙沢会

仙台市青葉区台原一・一七・三一

澤田 朋啓

平成二十四年九月二十五日

○宮選管告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成十八年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成十九年宮選管告示第百三十七号の一部を次のとおり改める。

平成二十四年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

木村晴夫後援会の平成十八年分収支報告書の要旨の

1 収入・支出の総額中

「(1) 収入総額 428,800 円」を「(1) 収入総額 428,804 円」に改める。

「イ 本件収入額 428,800円」を「イ 本件収入額 428,804円」に改める。

2 収入・支出の内訳中

「a 個人からの贈与 380,300円」の次の行に、

「ウ その他の収入 4円」

「10万円未満の収入 4円」を加え、

「合 計 428,800 円」を「合 計 428,804 円」に改める。

○宮選管告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成十九年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十年宮選管告示第八十七号の一部を次のとおり改める。

平成二十四年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

木村晴夫後援会の平成十九年分収支報告書の要旨の

1 収入・支出の総額中

「(1) 収入総額 67,546 円」を「(1) 収入総額 67,550 円」に改める。

「ア 前年繰越額 67,546円」を「ア 前年繰越額 67,550円」に改める。

○宮選管告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十一年宮選管告示第百四十号の一部を次のとおり改める。

平成二十四年十月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

木村晴夫後援会の平成二十年分収支報告書の要旨の

1 収入・支出の総額中

「(1) 収入総額 67,546 円」を「(1) 収入総額 67,550 円」に改める。

「ア 前年繰越額 67,546円」を「ア 前年繰越額 67,550円」に改める。

○宮選管告示第百十六号

宮城県警備団法（昭和二十三年法律第七十四号）第十二条第一項の規定による宮城県本庁から警備
がめした平成二十一年分は警備団法第二十号の警備団法を改正されたので、平成二十二年は警備
団法第二十号の改正されたものを。

平成二十四年十月十九日

宮城県警備団法

宮城県 警察 部長 米 豊

本庁長官警備団法第二十号の改正されたものを

一 収入・支出の総額

「(1) 収入総額 67,546 円、支出(1) 収入総額 67,550 円、」

「ア 前年繰越額 67,546円、イ ア 前年繰越額 67,550円、」

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第152号

警備法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員
等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第
7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成24年10月19日

宮城県公安委員会 委員長 中村 孝也

1 審査に係る警備業務の種類及び級

(1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を
警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警
備業務」という。）に係る1級及び2級

(2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する
業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級

(3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における
負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警
備業務」という。）に係る1級及び2級

(4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警
戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

(5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の
事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2

級

2 実施期日

平成24年12月5日（水）午前9時30分から

3 実施場所

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部

4 審査定員

前記1に掲げる警備業務の種類ごとに1級及び2級あわせて20人

5 審査対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定
により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委
員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」
という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(2) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備に係る旧検定規則第1条第2項に規定する1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(5) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(6) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(7) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(8) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

(9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

<p>(10) 貴重品運搬警備業務2級 旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>6 審査内容 審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）</p> <p>7 事前申込み (1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全全部生活環境課受付専用電話（022 - 224 - 7311）にて事前申込みを受け付ける。（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について聴取） (2) 受付期間 平成24年11月7日（水）から同月13日（火）までの土・日曜日を除く5日間（11月7日から12日まで）は午前9時から午後5時まで、13日のみ午後3時まで） なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>8 審査申請手続 事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 審査申請の受付期間 平成24年11月14日（水）から同月20日（火）までの土・日曜日を除く5日間（毎日午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申請書の提出先 事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 審査申請書（検定期別別記様式）1通 イ 旧検定期別第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し1通 ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉 エ その他 （フ） 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地を疎明する書面 1通</p>	<p>(4) 審査手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第700の2項に基づき、4,700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。 なお、既納の審査手数料は還付しない。</p> <p>8 審査の実施に関し必要な事項 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。</p> <p>9 その他 審査に関する問い合わせ先 警察本部生活安全全部生活環境課 電話番号022 - 221 - 7171 内線3184・3185</p>
--	---